〇令和５管理年度知事管理漁獲可能量の変更について

令和４年 12 月 27 日公表
令和５年６月 28 日一部変更
令和５年 11 月２日一部変更

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第５項の規定に基づき、令和４年 12 月 27 日公表のさんま、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和５管理年度における同条第１に掲げる数量の一部を次のように変更したので同条第５項において準用する同条第４項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和５年 11 月２日

北海道知事　鈴木　直道

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
さんま、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和５管理年度（令和５年１月１日から令和５年 12 月 31 日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第 16 条第１項に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一　さんま
一　知事管理漁獲可能量
１．法第 15 条第１項第２号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量　10,713 トン
２．法第 16 条第１項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
<table>
<tr><th colspan="2">知事管理区分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr>
<tr><td colspan="2">北海道漁獲可能量</td><td>１０，７１３トン</td></tr>
<tr><td></td><td>北海道さんま漁業</td><td>１０，５１３トン</td></tr>
<tr><td></td><td>北海道さんまを漁獲するその他漁業</td><td>現行水準</td></tr>
</table>
第二～第三（略）
</td><td>
さんま、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和５管理年度（令和５年１月１日から令和５年 12 月 31 日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第 16 条第１項に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一　さんま
一　知事管理漁獲可能量
１．法第 15 条第１項第２号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量　4,800 トン
２．法第 16 条第１項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
<table>
<tr><th colspan="2">知事管理区分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr>
<tr><td colspan="2">北海道漁獲可能量</td><td>４，８００トン</td></tr>
<tr><td></td><td>北海道さんま漁業</td><td>４，６００トン</td></tr>
<tr><td></td><td>北海道さんまを漁獲するその他漁業</td><td>現行水準</td></tr>
</table>
第二～第三（略）
</td></tr>
</table>